|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について２）　空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸２戸１化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。 |
| （回答）○　障がい者のグループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。　 |
| （回答部局課名）　福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について２）　空き家活用による営利目的のグループホームや大規模化が進む実態もふまえ、公営住宅利用の拡充とともに、借り上げ型公営住宅によるグループホーム活用や、「隣接住戸２戸１化改修」などのグループホーム仕様など府独自のモデル事業を進め、国にも提言すること。 |
| （回答）○　公営住宅のグループホーム事業への活用については、障がい者が地域で暮らせる社会の実現に向けて、地域の実情を踏まえた積極的な活用が期待されているところです。○　大阪府としても、国土交通省から通知されている「公営住宅のグループホーム事業への活用に関するマニュアル」の活用や福祉部局との連携など、今後も引き続き、市町に対し助言してまいります。○　府営住宅においては、福祉部と連携し、令和６年６月30日現在、529戸でグループホームを実施しており、これまでと同様に府営住宅の空室の活用により、グループホーム用として利用できる住戸を選定してまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　居住企画課都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【グループホーム等に関する要求項目】３．グループホームの物件確保策、コンフリクトへの対策について４）　グループホーム追い出し裁判に見られる消防法令・住宅法令の影響やコンフリクト問題を含む物件確保に関する実態を調査し、**入居拒否につながらない対策**について具体的な検討を行なうこと。また府障がい者計画の策定と連動し、物件確保に関する実態調査を定期的に実施すること。 |
| （回答）○　グループホームにおける消防法令改正による影響等については、府内市町村と意見交換するなど、実態の把握などに努めているところです。○　また、消防法令を所管している総務省に対し、施設等とは異なる障がい者グループホームの実情を伝えたうえで小規模なグループホームに見合った形での消防法令の見直しを働きかけするよう厚生労働省に要望しており、引き続き、国に働きかけてまいります。○　障がい者グループホームは、障害者総合支援法に基づき、障がい者が、普通の暮らしを送るための住まいの場として重要な役割を果たしており、今後とも、関係部局と連携して、その普及・啓発に取り組んでまいります。○　大阪府障がい者計画の策定にあたっては、府内の障がい者を対象に、生活実態やニーズ等を把握する実態調査を実施しております。○　現在は、令和３年度から令和８年度までを計画期間とする第５次大阪府障がい者計画に基づき障がい福祉施策を推進しているところであり、次回、障がい者計画の策定を行う際は、障がい福祉施策の推進状況を見極めつつ、調査の必要性も含め検討してまいります。**○　なお、都市整備部では、障がい者など住宅確保要配慮者の入居拒否につながらない対策として、当該要配慮者の入居を拒まない住宅を登録する住宅セーフティネット制度の周知・啓発等を行っています。また、公営住宅では、グループホーム用住戸の提供に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を進めてまいります。（グループホームに関する要求項目３.２）、５）、６）の回答参照）****※参考****公営住宅におけるグループホームの利用状況は、市町営住宅で34団地100戸（令和６年３月31日時点）、府営住宅で121団地529戸（令和６年６月30日時点）となっております。（グループホームに関する要求項目３.２）、６）の回答参照）** |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課（下線部について回答）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課**都市整備部　住宅建築局　居住企画課（太字部について回答）****都市整備部　住宅建築局　建築指導室　建築振興課（太字部について回答）****都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課（太字部について回答）** |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】１．府の差別解消条例、差別解消取り組みについて２）　法改正に伴い、府内全市町村で差別解消支援協議会が設置されるよう、また相談の人材育成や、市民への窓口周知等行うよう、市町村に強く働きかけを進めること。また国の基本方針、対応要領等の変更に伴い、大阪府の対応要領にも「不当な差別的取扱に該当しないと考えられる例」等が書き加えられた。差別解消条例のガイドラインに、拡大解釈される恐れがあるそのような例示は載せないようにするとともに、今後対応要領等も見直すこと。 |
| （回答）○　障がい者差別の解消を効果的に推進するためには、障がい者にとって身近な地域において主体的に取組みがなされることが重要と認識しています。○　大阪府では、これまでに市町村に向けた研修会や情報交換会などを実施し、その中で、支援地域協議会の設置について、既存の協議会を活用したり、複数の自治体での設置などについて提案したりするなどして働きかけてまいりました。○　すでに支援地域協議会を設置している自治体での好事例を紹介したり、大阪府の障がい者差別解消協議会を傍聴して参考にしてもらったりするなどにより、引き続き設置の働きかけを進めてまいります。○　また、市町村における相談対応については、市町村から相談があった際には大阪府より広域支援相談員が出向いて、協働して対応に当たるにようにしております。○　今後も市町村に向けた研修会や意見交換を行う際に、大阪府で発生した相談事例について情報共有を行っていくとともに、大阪府の障がい者差別解消協議会で実施している事例検討の実施方法を紹介し、府内自治体の担当者の対応力向上のために役立ててもらうよう働きかけてまいります。○　大阪府障がい者差別解消ガイドラインは令和３年３月に改定を行いましたが、令和６年４月に施行された改正障害者差別解消法や改定基本方針の内容は反映されておらず、現在、改定に向けて作業を進めています。改定にあたっては、多様な立場の委員に参画いただいている大阪府障がい者差別解消協議会にも諮り、障がいを理由とする差別の解消について、府民の関心と理解を深め、府民が適切に行動するための指針となるよう、　内容の検討を進めてまいります。○　地方公共団体における職員対応要領については、障害者差別解消法において国の基本方針に即して定めることとされているため、基本方針の改定の内容に沿ったものとしております。引き続き、国の動向等を注視してまいります。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について２）　入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。昨年作成のチラシに続き、不安の払拭に向け、障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成すること。また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置に向け、具体的な方策を明らかにすること。 |
| （回答）※下線部について回答○　障がい者の暮らしの場であるグループホームを地域住民に理解してもらうことは重要であると認識しております。○　そのため、グループホームの役割やそこでの暮らしの様子などを紹介するチラシを作成し、府のホームページで周知を図るとともに、宅地建物取引業者研修会に出向いて、グループホーム制度について説明を行うなど、宅建業者や賃貸住宅家主等への普及・啓発に努めています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について２）　入居差別の背景にはまだまだ障害者の暮らしぶりが知られておらず、「漠然とした不安」から拒否される例も多い。昨年作成のチラシに続き、不安の払拭に向け、障害者やグループホームの暮らしの様子や入居支援制度を紹介するビデオ等の媒体を作成すること。また住宅セーフティネット法改正を受け、福祉施策と住宅施策の連携を強化し、居住サポート住宅の供給促進、全市町村での居住支援協議会の設置に向け、具体的な方策を明らかにすること。 |
| （回答）○　障がい者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録等を含む住宅セーフティネット制度について、府、市町村、家主や宅建業者等で構成する会議などあらゆる機会をとらえ、周知・啓発を行うとともに、今年度は、居住支援法人や家主等が参加する研修会において、グループホームの暮らしの様子について紹介する予定です。○　住宅セーフティネット法の改正については、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化のほか、新たな制度として、「居住サポート住宅認定制度」や、市区町村の協議会設置の努力義務化が盛り込まれています。改正の詳細については今後明らかになるため、引き続き情報収集しながら、住宅部局と福祉部局が連携し、取り組んでまいります。○　なお、市区町村の居住支援協議会の設立促進については、令和４年度に、設立を検討する居住支援法人等を対象にした補助制度を創設し、体制整備を進めた結果、令和４年度は吹田市、令和５年度は守口市で居住支援協議会が設立されています。引き続き、市区町村居住支援協議会の設立を支援してまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　居住企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について３）　公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが続出している。大阪市営住宅のように自治会、住民に対して障害の理解を進める啓発媒体を作成すること。また自治会活動の一部（清掃等）を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら、必要に応じて府が住民へ補助する仕組み等も検討すること。 |
| （回答）※下線部について回答○　障がい者に係る相談に管理センターが適切に対応できるようセンター長・所長が参画する会議において、障がい者理解に係る研修を実施しているところです。○　入居者に対しての啓発については、その手法・内容について、都市整備部・福祉部で連携して検討を進めています。 |
| （回答部局課名）福祉部　障がい福祉室　障がい福祉企画課 |

|  |
| --- |
| （要望項目）【権利の実現に関する要求項目】２．住宅の入居差別について３）　公営住宅居住者の高齢化に伴う自治会活動の困難さから、各住宅で障害者とのトラブルが続出している。大阪市営住宅のように自治会、住民に対して障害の理解を進める啓発媒体を作成すること。また自治会活動の一部（清掃等）を業者に委託し共益費として府が徴収する仕組みについては、住民の負担額などに注意を払いながら、必要に応じて府が住民へ補助する仕組み等も検討すること。 |
| （回答）○　府営住宅における自治会は、入居者で構成される自治組織であることから、その運営は入居者が主体的に取り組んでいいただく必要があります。○　障がい者理解については、府営住宅の指定管理者に、公募時において、高齢者や障がい者等に対する「平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策」について求めており、各管理センターにおいて取組が実施されているところです。○　また、障がい者に係る相談に管理センターが適切に対応できるようセンター長・所長が参画する会議において、障がい者理解に係る研修を福祉部の協力を得て実施しているところです。○　入居者に対しての啓発については、その手法・内容について、都市整備部と福祉部が連携して検討を進めています。○　自治会活動への支援については、入居者が実施することとなっている共用部分の除草や清掃など共同施設等の維持管理にかかる入居者負担の軽減を図るため、令和４年度から、７割以上の入居者の同意により、共益費として府が徴収し、業務委託できる制度を実施しているところであり、引き続き、本制度の周知を図ってまいります。 |
| （回答部局課名）都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　経営管理課都市整備部　住宅建築局　住宅経営室　施設保全課 |